

No.25 生活安全体制の強化＜防災＞ （総務課）

令和5年度までにめざす姿

地域での防災対策や自主防災活動等の重要性を積極的に啓発して組織づくりを進めます。避難行動要支援者をはじめ、町民の安否確認と被害状況を確認する体制を整え、初動活動として町民の協力体制の確立をめざします。

令和3年度にめざした成果

- ①地域での自主防災組織づくりを進めます。
（令和2年度末実績：79集落）
- ②地域での防災力を高めるために、防災士の育成に取り組みます。
（令和2年度末実績：39名）
- ③地域でお互いに助け合う体制づくりを進めます。
（令和2年度末実績：46集落）

令和3年度にめざした活動

- ①自主防災組織づくりの重要性を周知し、組織づくりの支援を行います。
- ②防災士育成のため、町が費用負担を行い研修、資格試験への参加を促進します。
- ③支え愛マップづくりを通じ、地域の助け合い活動の具体化を図ります。

令和3年度の成果

- ②町内に39名の防災士資格を取得されている方がおり、さらなる資格者増に向け、資格取得に向け研修会に参加いただきました。
- ③支え愛マップの作成が47集落になりました。

令和3年度の問題

- ①新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大を受け、防災士の養成研修会に参加制限があり、予定より養成が進みませんでした。防災士のなり手が不足しています。

令和4年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

- ②自主防災組織の立ち上げと活動の組織化、防災意識向上のための勉強会・説明会を引き続き進めます。
- ③支え愛マップは、社協との連携をさらに深め、マップの作成に取り組む集落を増やし、マップを作成した集落のステップアップを図ります。

(2) 解決すべき問題への方策

- ①・地域振興協議会の防災担当部会の委員をはじめ、消防団員など地域の防災を担っている方への研修受講、資格試験への参加を図ります。
・防災士の資質向上を図り、情報共有を図る目的で、防災士会を設立し、多くの方の見識を得ながら防災力の向上を図ります。

(3) 新たに取り組む方策

- ①未組織の集落に積極的に働きかけを行うとともに、少世帯で組織化が困難な集落については、地域振興協議会と協働で、単位集落での組織に変わる災害時の助け合いの仕組みづくりを検討します。
- ②設立する防災士会を活用し、資格者の資質向上を図り、地域防災の中核やアドバイスできる人材づくりを行います。
- ③支え愛マップの目的・災害時の個人情報の共有意義と個人情報保護に係るルール作りを進めます。

No.26 生活安全体制の強化＜防犯＞ （町民生活課）

令和5年度までにめざす姿

通学時の防犯対策や、防犯灯の設置、消費生活における被害を未然に防ぐなど、町民が安全で安心して生活ができる地域社会を構築します。

令和3年度にめざした成果

- ①小学校下校時の防犯対策のため、警察、地域振興協議会、PTA等との連携による防犯活動を推進します。
- ②夜間の防犯対策の為、各集落等と連携した防犯不安箇所の把握と防犯灯設置を行います。
- ③消費生活における被害を未然に防ぐため、出前講座や広報等で周知し啓発活動を行います。

令和3年度にめざした活動

- ①警察、地域振興協議会、PTA等と連携（青パトなど）します。
- ②集落からの要望に応じ危険箇所の把握を行い、協議会・集落との連携により状況把握を実施し、町全体の観点から優先順位を決め、犯灯を設置します。
- ③消費生活被害を防ぐため、月1回、専門の相談員を配置して出前講座、広報等で周知し啓発活動を行います。

令和3年度の成果

- ①各地域振興協議会において、見守り活動が行われています。（青パトは毎日行われています。）
- ②要望箇所への防犯灯を設置しました。（優先順位有）（令和3年度は3基設置）
- ③消費者トラブルを相談できる窓口があることで問題の早期解決ができます。（令和3年度相談件数：15件）（出張啓発：3回）

令和3年度の問題

- ②防犯灯設置基準との意識の差があり、要望に応えることが出来ない場合があります。
- ③消費生活について、相談されない方が把握できません。（被害に遭っていないながら相談されないケースがあるかもしれません。）
なお、相談者について結果の把握が出来ていません。（携帯電話、インターネット関係の相談が増えています。）

令和4年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

- ①防犯活動については、地域振興協議会との連携強化により見守り活動の推進、体制の強化を図ります。
- ③消費生活について相談員の配置を継続します。啓発活動の継続や実施回数を増やすなどにより強化を図ります。

(2) 解決すべき問題への方策

- ②防犯灯については、設置目的と効果を十分に確認し、優先順位付けを行い、適切な設置を心がけます。
- ③消費生活については、相談されない方が把握できないなどの課題があり、保健師・福祉部局と連携した声掛け、見守り活動の強化を行います。相談実施者に対しては、相談後の結果把握について消費生活センターと相談します。

(3) 新たに取組む方策

No.27 生活安全体制の強化〈交通安全〉 （町民生活課）

令和5年度までにめざす姿

町民一人ひとりが交通ルールを守るとともに、正しい交通マナーを実践し習慣化することができるよう、交通安全意識の高揚を図り、交通死亡事故のない町をめざします。

令和3年度にめざした成果

- ①飲酒運転を含む交通死亡事故 0（ゼロ）日の継続を目指します。
- ②年4回の交通安全運動期間中の啓発活動の実施、各保育園・小中学校の交通安全への意識高揚を図ります。
- ③カーブミラーや停止線などの交通安全施設の改善を図ります。

令和3年度にめざした活動

- ①②飲酒運転を含む交通死亡事故 0（ゼロ）を目指すために、機会毎に各種広報活動の実施と、園児や児童の交通安全教室を開催します。また、高齢者の免許返納支援事業を行います。
- ③集落等からの要望を受け、検討改善します。

令和3年度の成果

- ①交通死亡事故 0（ゼロ）日が継続しています。（R2.11より継続中）
- ②各保育園・小中学校の交通安全教室を実施しました。（各施設が年に1回以上）
免許返納事業の申請者は27人でした。
- ③速やかに交通安全施設の改善を行なっています。（道路の交通標識やカーブミラーなど12か所の、設置・修繕を行いました。）
⇒各関係機関の協力と交通安全意識が浸透してきています。

令和3年度の問題

- ①全国的には高齢化の進行に伴う高齢者の事故が増加しており、高齢者の免許返納制度や児童と高齢者の交通安全教育、啓発活動が課題となっています。
- ②協力者の固定化、高齢化によりキャンペーンなど啓発活動が鈍化しています。
- ③交通安全に対する意識、ルール遵守が希薄化してきています。

令和4年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

継続的な広報活動、交通安全教育を行う事が必要です。

- ①交通安全運動期間などを活用し、より広く届く広報活動に取り組みます。
- ②学校と連携して、防災無線などの活用や、事業を紹介する広報活動を強化します。
- ③各協議会や各集落の交通代議員からの情報を修繕計画に反映させていきます。

(2) 解決すべき問題への方策

- ①協力者を広く公募などで募集します。各協議会と連携して、広く協力を依頼します。
- ②③各地区担当の保健師や、警察関係者、免許センターなどとの連携をより進め、紙媒体だけでなく、防災無線やSANチャンネル、ホームページなど多方面への情報発信手段を確保します。

(3) 新たに取組む方策

- ①高齢者による逆走や、一旦停止の見落とし、飲酒運転の根絶など事故の傾向を共有し、啓発活動を行います。また児童による広報など、各家庭で交通安全について考える機会を創出します。